

2018年8月28日

株式会社 ぜん
代表取締役 尾崎 成彦 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：小川
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP : http://www.kc-s.or.jp

再々申入書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体は、貴社が運営する「ピラティススタイル」、「b a s iピラティス」「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」に関し、下記のとおり【申入れ】をいたします。【申入れ】は、消費者契約法12条に規定される適格消費者団体としての差止請求権に基づくものです。

つきましては、本「再々申入書」に対する貴社の回答を2018年9月28日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、すでに貴社にご連絡しておりますとおり、本「再々申入書」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「再々申入書」の内容及び、それに対する貴社のご回答の有無とその内容は、すべて当団体ホームページ等で公表

いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

第1 「ピラティススタイル」について

1 申入れの趣旨

貴社は、消費者との月額会員契約（以下「本件契約1」といいます。）の締結にあたり、入会后4か月未満の会員が退会する場合、事務手数料5,400円（以下「本件事務手数料」といいます。）及び入会金20,000円（以下「本件入会金」といいます。）を徴収することを規定しています（以下これらの徴収規定を「本件退会条項1」といいます。）。

当団体は、貴社に対し本件退会条項1の削除を求めます。

2 申入れの理由

（1）消費者契約法9条1号違反

ア 違約金等を定める条項であること

本件退会条項1は、形式的には入会金及び退会にあたっての事務手数料を規定しています。

消費者契約法9条1号にいう「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」か否かは、その条項の意図する実質から判断すべきところ、本件入会金は、本件契約1を締結する時点では支払う必要がなく、入会后4か月未満の会員の退会時に限りその支払いを求められています。これは、実質的に、入会后4か月未満の会員が契約を解除する場合に、「違約」として金銭負担を求めているのにほかなりませんから、上記違約金等を定める条項の適用を受けます。

また、本件事務手数料についても、入会后4か月未満の会員の退会時にその支払いを求められる点で、本件入会金同様、入会后4か月未満の会員が契約を解除する場合に、違約金等を負担することを定めた条項といえます。

イ 平均的な損害の額を超えること

同法9条1号では、契約の解除に伴う違約金等の額について「平均的な損害の額」を超えてはならないと規定されています。「平均的な損害」とは、当該消費者契約の事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的損害であるとされています。

本件契約1では、①入会后4か月を経過した会員については退会に伴う金銭的負担を求めていること、②会員はいつでも都合の良い時間に

レッスンに参加でき、貴社が特定の会員のために特別な準備をすることはないことから、入会期間が4か月を超えるものであるか否かを問わず、貴社に会員の退会に伴う損害が発生していないことは明らかなです。

そうすると、本件退会条項1に規定された本件入会金及び事務手数料合計25,400円の全額が平均的な損害の額を超えるものとなります。

ウ 結論

以上のとおり、本件退会条項1は消費者契約法9条1号に違反し無効となります。また、当団体の貴社に対する従前の申入れ活動に対する貴社の対応に鑑みれば、本件退会条項1は、消費者契約法の規制を潜脱するため、実質的に違約金等の性質を有する金員を、入会金及び事務手数料と言い換えたに過ぎません。このような行為は、消費者契約法の趣旨から考えて許されない悪質な行為です。

したがって、本件退会条項1は直ちに削除して下さい。

(2) 消費者契約法10条違反

ア 準委任契約であること

本件契約1は、貴社と消費者との間でピラティスのレッスンを目的とし、月ごとに契約を更新していくものであって、特に契約期間は定められておりません。したがって、契約期間の定めのない継続的役務提供契約であり、準委任契約として、当事者の一方的意思表示によっていつでも契約を解除することができます(民法656条、651条1項)。

イ 消費者の権利を一方的に制限するものであること

本件入会金は、本件契約1の締結時に支払うものではなく、入会后4か月未満の会員が退会する場合にのみ支払うものとされています。また、本件事務手数料は、入会后4か月未満の会員が退会をする場合にのみ支払うものとされています。したがって、入会后4か月を経過した会員が退会をする場合、本件入会金及び事務手数料を一切支払う必要がない規定となっています。しかし、入会後の期間の長短によって入会または退会の事務手続にかかる経費に差はあるとは思えません。

そうすると、本件入会金及び事務手数料は、入会等に伴う必要な経費とはいえ、金銭的な負担を発生させることで会員の退会を躊躇させるものであり、会員の退会する権利を実質的に制限しています。

貴社は、レッスン会員の定員を定めず常時会員の募集を行っており、会員はいつでも自己の都合の良いときにレッスンの受講ができることなどからすると、入会后4か月未満か否かを問わず会員の退会を認めても貴社に特別不利益はありません。また、本件契約1において貴社の提供する役務はいずれも、消費者にとって実際に提供を受けなければ、その良し悪

しや自らの志向や体質等に適応するか、判断が難しいものといえます。また、体調等の変化や転居等の事情変更により、役務提供を受けることが困難となる場合が一定程度生じうる類型といえます。その意味で、金銭負担を課すことによる一定期間の契約継続を事実上強制することに合理性があるとは思われません。

よって、本件退会条項1は、消費者の権利を一方的に制限するものといえます。

ウ 結論

以上のとおり、本件退会条項1は、退会を実質的に制限する点で民法の準委任の規定と比較して、消費者に不利益な制限を定めるものです。

また、本件退会条項1は、会員に対し一方的に本件入会金及び事務手数料という費用の支払いを求めるものであるのに対し、上記のように、貴社には退会時期を問わず会員の退会による不利益はありません。

にもかかわらず、早期に契約解除をした消費者に対し、一方的に金銭的負担という不利益を課している点において、本件条項1は、信義則（民法1条2項）に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」にあたり、消費者契約法10条に該当し無効です。直ちに削除して下さい。

第2 「b a s iピラティス」、「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」について

1 申入れの趣旨

貴社は、「b a s iピラティス」、「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」について消費者との月額会員契約（以下「本件契約2」といいます。）の締結にあたり、それぞれ「ご入会后、4か月を過ぎてからの退会は可能です」と明示しており、入会后、4か月経過まで退会ができないことは本件契約2の条項となっています（以下「本件退会条項2」といいます。）。

また、「ご入会后、4か月を過ぎてからの休会は可能です」としており、入会后、4か月経過まで休会ができないことは本件契約2の条項となっています（以下「本件休会条項」といいます。）。

当団体は、貴社に対し本件退会条項2及び本件休会条項を削除のうえ、いつでも退会・休会ができる条項とするよう求めます。

2 申入れの理由

(1) 本件退会条項2

ア 消費者契約法10条違反

(ア) 準委任契約であること

本件契約2は、貴社と消費者との間でレッスンを目的とする契約であり、存続期間の定めがなく、月毎に契約を更新していくものです。

このような継続的役務提供契約は、民法の準委任契約（民法656条）であり、当事者の一方的な意思表示によっていつでも契約を解除することができます（民法656条，651条1項）。

(イ)「消費者の権利を制限」するものであること

貴社は、本件退会条項2によって退会ができる期間を制限しています。これは、準委任契約における解除の権利について、消費者に不利益な制限を定めるものです。したがって、消費者契約法10条における「消費者の権利を制限」するものに該当します。

(ウ)「消費者の権利を一方的に害するもの」であること

本件退会条項2によって、入会后4か月未満の消費者は、事実上退会が制限され、望まないにもかかわらず、その間の会費の支払いをさせられるという不利益を負うこととなります。他方、本件契約2は期間の定めのない準委任契約であり、当事者の一方はいつでも契約を解除できる以上、4か月未満に契約を解除されたとしても、貴社には何らの不利益もありません。

その他、本件契約2について一定期間の契約継続を事実上強制することが、消費者に一方的な不利益を課すものであることについては、第1で述べたことが同様に妥当します。

よって、本件退会条項2は、信義則（民法1条2項）に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」にあたります。

(エ) 結論

以上のとおり、本件条項2は、退会を制限する点で民法の準委任の規定と比較して、消費者に不利益な制限を定めるものであり、信義則（民法1条2項）に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」にあたります。

したがって、消費者契約法10条に該当し無効です。

直ちに削除して下さい。

イ 消費者契約法9条1号違反

本件退会条項2によると、消費者は、入会后4か月以内に会員が退会を希望したにもかかわらず、それを認めず会費の支払いを継続させられることとなります。そうすると、本件退会条項2は、実質的に見て、消費者が退会を希望した時期以降の月会費（1～4か月分）に相当する金額を違約金等として支払う条項とも解されます。

消費者契約法9条1号では、契約の解除に伴う違約金等の額について「平均的な損害の額」を超えてはならないと規定されています。「平均的

な損害」とは、当該消費者契約の事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的損害であるとされています。

本件契約をみると、①入会后4か月を経過した会員については退会に伴う違約金等を定めていないこと、②会員はいつでも都合の良い時間にレッスンに参加でき、貴社が特定の会員のために特別な準備をすることはないことから、貴社に本件契約の解約に伴う損害が発生していないことは明らかです。

したがって、本件退会条項2は、平均的損害を超える違約金等を支払う条項であり無効となります。直ちに、削除して下さい。

(2) 本件休会条項

ア 特定の会員の休会を一方的に制限するものであること

本件休会条項によって、入会后4か月未満の消費者は、休会が制限され、望まないにもかかわらず、その間の会費の支払いをさせられるという負担を負うこととなります。一方、入会后4か月を経過した会員が休会をする場合、上記のような負担はありません。しかし、入会後の期間の長短によって休会の事務手続きにかかる経費に差はあるとは思えません。

そうすると、本件休会条項は、休会に伴う必要な経費の負担ではなく、金銭的な負担を発生させることで入会后4か月未満の会員の休会を躊躇させるものであり、会員の休会する権利を実質的に制限しています。

したがって本件休会条項は、消費者の権利を一方的に制限するものといえます。

イ 結論

以上のとおり、本件休会条項は、休会を実質的に制限する点で慣習上の休会の制度と比較して、消費者に不利益な制限を定めるものです。

また、上記のとおり、入会后4か月未満の会員の休会について、入会后4か月以上経過した会員の休会と比較して貴社に不利益はありません。

にもかかわらず、入会后4か月未満の会員に、一方的に不利益を課している点において、本件休会条項は、信義則（民法1条2項）に反して「消費者の利益を一方的に害するもの」にあたり、消費者契約法10条に該当し無効です。直ちに削除して下さい。

以上

2018年8月28日

株式会社 ぜん
代表取締役 尾崎 成彦 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：小川
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP : http://www.kc-s.or.jp

直接「申入れ」をする理由

平成30年8月28日付当団体から貴社あて「再々申入書」中、『第2 「b a s i ピラティス」、「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」について』の申入れに関し、「お問い合わせ」を省略し直接「申入れ」した理由は、以下のとおりです。

当団体では、消費者利益保護の観点から見て問題があると考える事業者に対し、通例、公開の差止請求（「申入れ」）に先行し、非公開の連絡文書（「お問い合わせ」）を送付しています。この点は、「ピラティススタイル」に関し、貴社に事前送付した文書でご説明したとおりです。

もっとも、同文書にも記載したとおり、契約条項等の違法性が明確である等の場合には、「お問い合わせ」の段階を経ることなく、直接「申入れ」や「要請」を行う運用をしています。

貴社の、「b a s i ピラティス」、「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」の各事業の本件退会条項2及び本件休会条項（以下「本件退会条項等」という。）を見ると、

- ① 貴社が運営する同業種のサービス「ピラティススタイル」において、かつて使用していた契約条項と、内容が同一であること
- ② 同条項について、当団体は貴社に対し消費者契約法違反を理由に削除を求める差止請求（「申入れ」）を行い、貴社は同条項を削除していること
- ③ 上記差止請求に先立っては、事前の準備文書（「お問い合わせ」）において

て、当該条項の問題点を指摘する等しており、貴社においても本件退会条項等の問題点については理解しておられるであろうこと等から、本件退会条項等の違法性は明確であると考え、当団体は、今回、事前に貴社の見解等を確認することなく、直接「申入れ」を行うこととしました。

以 上